

福島県地域防災計画(原子力災害対策編) の修正(ステップ1)の概要

平成25年2月 福島県県民安全総室(原子力安全対策課)

1 ステップ1の修正概要

(1)東京電力(株)福島第一原子力発電所による原子力災害

本県に極めて重大な被害をもたらした東京電力(株)福島第一原子力発電所による原子力災害を踏まえ、地域防災計画(原子力災害対策編)を段階的に見直すこととし、ステップ1としてまず、初動対応を中心として修正を行うこととした。

なお、今回の修正に当たり、本計画が、廃止措置が決定された原子炉施設及び運転を停止している原子炉施設における防災対策であることを明確にした。

(2)見直しの経緯

年月日	動き(会議等)	メンバー	備考
H23.12～ H24.3	災害対応に係る関係機関への 書面及び聞き取り調査		
H24.4～ H24.9	初動対応の検証		
H24.9.5	防災会議原子力防災部会 (第1回)	原子力部会委員、 専門委員(学識経 験者、関係市町村 長等)	原子力災害対策編の見直し 案の審議(ステップ1)
H24.10.5～ 11.5	パブリック・コメント		
H24.10.5～ 10.26	市町村等意見照会		
H24.11.21	防災会議原子力防災部会 (第2回)	原子力部会委員、 専門委員(学識経 験者、関係市町村 長等)	パブコメ等意見をもとに修 正した原子力災害対策編の 見直し案の審議
H24.11.29	防災会議	防災会議委員	震災対策編等と合わせ審議
H24.12.3	内閣総理大臣報告		災害対策基本法第40条第4項 の規定に基づく報告

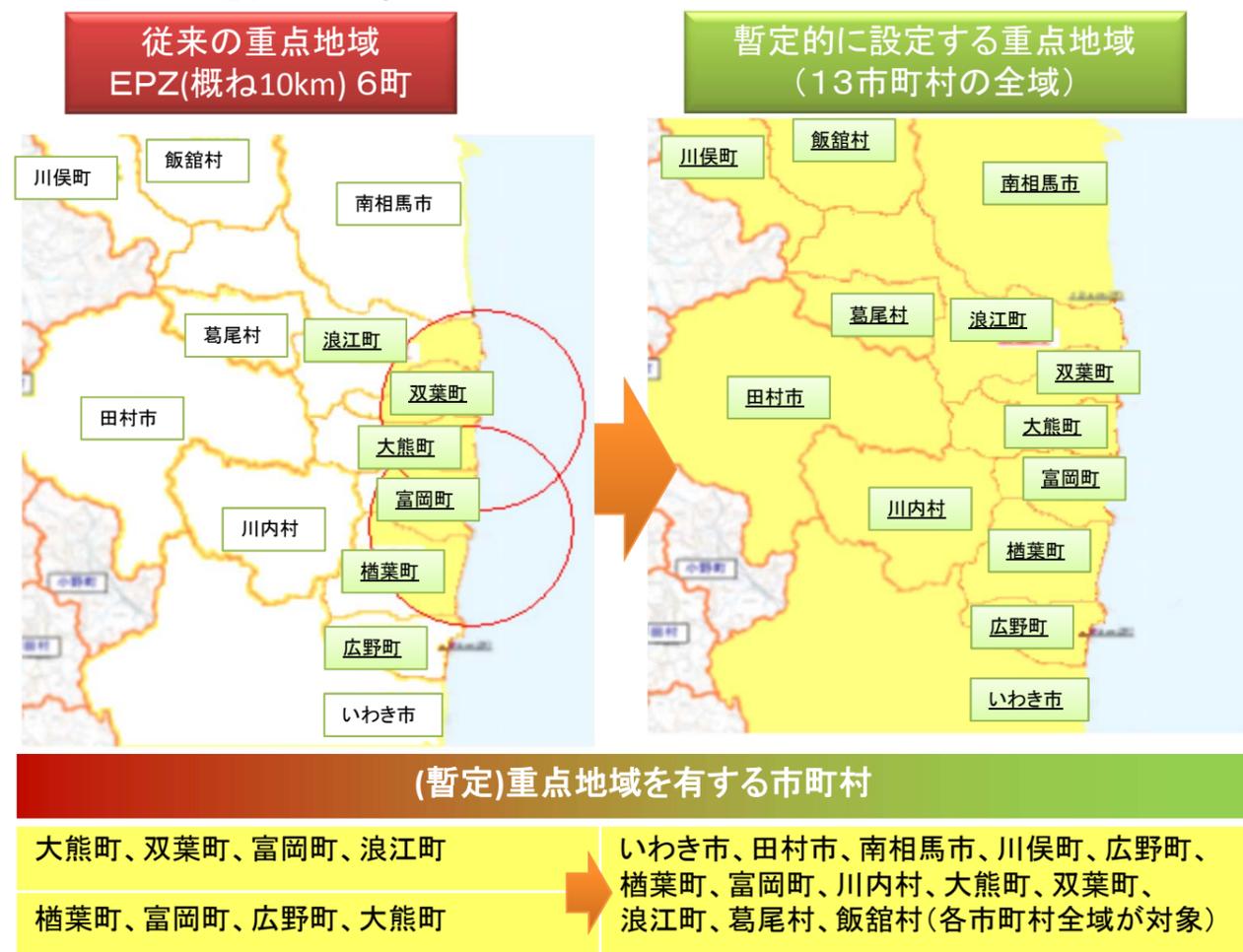
(3)時点修正

国の原子力規制組織体制、県の行政組織(県教育庁、県警察本部)再編等に伴う修正を行った。

2 原子力災害対策編の主な修正点

(1)テーマI 災害対応体制について

ア 重点地域を暫定的に拡大



【拡大の背景】

- 13市町村において、住民の避難・屋内退避の面的な防護措置が講じられた
- 国から事故炉における事故想定・防護区域が示されるまでの当面の間の設定
- 原子力規制委員会が示した新たな区域の考え方(UPZ:概ね30km)を包含

イ 市町村防災計画での原子力災害への備え

- ① 防災計画(原子力災害対策編)を策定すべき市町村を13市町村に拡大
- ② ①以外の市町村においても、住民等への情報伝達、避難者等の受入などを防災計画に規定
- ③ 事業者防災業務計画の修正時、県が意見を聴く市町村を拡大し、東京電力(株)が直接協議する立地4町と合わせ13市町村とする

ウ 複合災害への備え

- ① 複合災害時の対応強化として、県本部事務局に「原子力班」を設置
- ② プラント状況把握、モニタリング機能を一元化。なお、震災、津波等自然災害においても同班を設置するものとし、震災対策編等でも規定（震災対策編等と共通）
- ③ 県現地本部について、本部が機能を代行する規定を追加

(2)テーマⅡ 情報連絡体制について

ア 通報連絡先の拡大

- ① 東京電力（株）から原災法に基づき通報する市町村を6町から13市町村及び地域内の関係機関に拡大
- ② 東京電力（株）からの通報を受け県から通報する機関を①を含む全ての市町村及び各地方振興局に拡大

イ 通報連絡等の強化

- ① 伝送路の多ルート化、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進
- ② 回線途絶等の場合、東京電力（株）は衛星携帯電話等を携帯した連絡員を派遣

ウ モニタリング結果の情報共有等の強化

- ① SPEEDI予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリング結果の情報共有及び住民防護措置の強化

3 今後の見直しについて

- ア 上記以外にも避難体制、被ばく医療、要援護者対策など多くの課題があり、今も続く避難の状況等も十分踏まえ、今後も見直しを実施
- イ 事故炉等がある本県の実情を踏まえた指針を引き続き国に求めていく
- ウ 国の指針等を踏まえた見直しについて、ステップ2として、避難基準の設定等を今年度内に検討のうえ反映、ステップ3として重点区域の本格設定等を次年度以降に行うものとする

(3)テーマⅢ 住民の避難対策について

ア 通報連絡等の強化

広報媒体に緊急速報メール、インターネットメディアの活用推進

イ 暫定重点地域の広域避難

- ① 県は広域避難計画において、避難先・経路などを市町村等と連携の上、今後検討し策定
- ② 県外への避難が必要となった場合の調整を具体的に策定

(4)テーマⅣ 物資の供給・調達について

ア 複合災害への備え

- ① モニタリングセンター等の必要物品、燃料、消耗品等の備蓄等
- ② 災害時応援協定を地域防災計画に位置付け、定期訓練を実施